

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人株式会社X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の各損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

#### 記

#### 1 損害

- (1) 営業損害 金247,543,226円  
但し、本件収支計算書の計画値に基づく逸失利益と平成21年5月期の実績値に基づく逸失利益との差額分の9割相当額
- (2) 弁護士費用 金4,950,000円

#### 2 期間

自 平成23年6月1日 至 平成24年12月31日

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として合計金252,493,226円の支払義務があることを認める。

### 第3 支払方法

(省略)

### 第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

### 第5 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年12月25日